

事務室の先生へ。いつもお世話になっております。至急分会の先生に渡してください。

宮城高教組情報 FAX版

2021年9月27日(月)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
電話 022(234)1335
FAX 022(273)1767

9/27 退職金過小支給裁判の判決

原告側が完全勝訴!!

9月27日、仙台地方裁判所で行われた、退職金過小支給問題での裁判の判決では、原告の主張が全面的に認められ、被告宮城県に対して、退職金の追加支給分に加えて、(退職金が支払われた日から今日までの間、年五分の割合で)遅延損害金、及び弁護士費用を支払うように命ずる判決が下されました。

原告団として声明を発表「判決は当然。県は反省し二度と起こさない対策を」

そもそも、2019年7月に明らかになった退職手当の過小支給問題は、「退職した者の基礎在職期間中に、給料月額減額改定以外の理由によりその者の給与月額が減額されたことのある場合において、当該理由が生じた日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給与月額のうち最も多いものが、退職日給与月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。」と定めた退職手当条例第5条の2を見落としたことから生じたものでした。あくまでも、県教委のミスによって、過小に支給され続けてきたというものです。しかし、裁判で被告宮城県は自らの過ちを棚に上げて、「退職金計算方法は公開のものであり、本人も知り得たことであり、過失は相殺される」などと主張してきました。この間繰り返し行われてきた組合との交渉や、裁判でも明らかになった不誠実な姿勢が司直の手によって厳しく裁かれたと言えます。

原告団は、「県教委の原告らや教職員組合への不誠実な対応が断罪されたものであり、社会常識上当然の判決」だとする声明を発表し、記者会見を行いました。

本日の判決に関して原告団声明

本日、県教委が退職手当を誤支給していた問題委に関する損害賠償請求訴訟において、裁判所(仙台地方裁判所第三民事部)は、原告らの請求を全て認容する判決を言い渡した。県教委の原告らや教職員組合への不誠実な対応が断罪されたものであり、社会常識上当然の判決である。

県教委は、この間の私たち原告、教職員組合への対応を真摯に反省し、誤りが起きた原因を解明し、今後二度とこのような誤りを起こさないよう対策を講じるべきである。

私たち原告は、当初から「①退職手当の誤支給に関しては、退職者に何の落ち度もない。②人間であれば当然誤ることもある。しかし、過ちを犯したのであれば、謝罪し、しっかり説明する等相応の対応をするのが当然である。③誤支給を認め、追加支給を行うのであれば、遅延損害金を支払うのは当然である。④遅延損害金の支給を免れるため、不足額を和解金とし、和解に応じないものには何の救済もないという対応を許すことはできない。」を主張してきた。

この間の県教委の対応に怒りと悔しさを覚えた人は沢山のいる。「県からの文書は全く承服できない。裁判に訴えたい。しかし、病気がちで裁判を闘う自信がない。自分は原告にはなれないが、支援は惜しまない。是非頑張って欲しい。」の願いも多く寄せられた。この裁判は私たち原告8人の闘いではなく、声を出したくても出せなかった沢山の退職者の悔しさを代表しての闘いでもあった。

退職手当誤支給問題に限らず県教委が行っている教育行政に違和感と不信感を持つ教職員あるいは保護者は少なくない。教職員組合は、多忙を極める学校現場で、確かな子どもたちの成長を保障するよりよい教育の実現を求め続けてきた。しかし、これに正面から向き合おうとせず、教育格差を是認し、教育への「効率」導入(新自由主義教育)を押しつける教育行政の姿勢が浮き彫りになっている。今回の問題はこのこと決して無縁ではない。改めて生徒と向き合った教育の実現、教育の役割を自覚した教育行政の実現を求めるものである。

2021年9月27日

宮城県は、判決を真摯に受け止め、これまでの姿勢を反省し、控訴するな



原告団は、同日、県庁に赴き、宮城県教育委員会(福利課)と面会し、その場で「声明」を読み上げるとともに「控訴しない」よう強く要請しました。福利課の担当者は、「まだ判決文を手に入れていないが、皆さんからの要請については、県教委として確かに受けとったので、今後検討したい」と回答しました。